

～新免許状所持者の方へ～

※旧免許状所持者は制度が異なります。詳しくは「教員免許更新制マニュアル（旧免許状編）」をご覧ください

はじめに

平成19年6月に教育職員免許法が改正され、平成21年4月1日から「教員免許更新制」が導入されました。このリーフレットでは「**新免許状所持者**」向けに、簡単に手続きの流れなどをQ & A方式にまとめたものです。

入門編

Q1. そもそも新免許状って何ですか？



福岡県マスコットキャラクター
エコトン（広報部長だよ！）

平成21年4月1日以降に初めて授与された免許状のことをいうよ。平成21年4月1日より前に授与された免許状を1つでも持っている人の免許状は、平成21年4月1日以降に授与されたものも含めて全て「旧免許状」になるから間違えないようにね！

注意

旧免許状を1つでも持っている方が、新しく免許状を取得しても、その免許状は「旧免許状」になります

例えば、平成18年に中学校教諭一種免許状を授与された方が、平成29年に特別支援学校教諭の普通免許状を授与されても、両方の免許状は「旧免許状」になります。

旧免許状と新免許状の両方を持つことは制度上ありません。

Q2. 旧免許状と新免許状ってどう違うの？



新免許状は免許状ごとに更新の期限（有効期間の満了の日）が記載されているよ。更新するには、所持する免許状の種類（教諭・養護教諭・栄養教諭向け）に応じて講習を受講してね。

旧免許状は生年月日に応じて教員免許の更新の期限（修了確認期限）が決まっているトン。更新するには、現在の職（教諭・養護教諭・栄養教諭など）に応じて講習を受講してね。

Q3. 新免許状を持っていますが、どの時期に講習を受ければい

いのかよくわかりません。教えてください。

- ① 教員免許状を確認してください。多くの免許状は下の様な様式になっています。

備考	資格認定試験 有効期間の満了の日 平成〇年〇月〇日	修得単位	教育機関名等 エコトン大学環境学部	基礎資格	学士の学位を有する	根拠規定	別表第一	平〇高一種第××号	平成〇〇年〇月〇日	記	本籍地 〇〇県 氏名 福岡 太郎 平成〇〇年〇月〇日	高等学校教諭一種免許状
----	-------------------------------------	------	----------------------	------	-----------	------	------	-----------	-----------	---	----------------------------------	-------------

- ② 免許状に記載のある「有効期間の満了の日」を確認してください。
- ③ 複数免許状を所持している場合は、全ての免許状を確認してください。複数枚ある場合、最も遅い「有効期間の満了の日」に全ての免許状の「有効期間の満了の日」が統一されます。
- ④ 有効期間の満了の日の2年2ヶ月前から2ヶ月までに講習を受講し、有効期間の更新申請をおこなってください。



例えば、

- ① 小学校二種免許状

(有効期間の満了の日「平成33年3月31日」)

- ② 特別支援学校二種免許状

(有効期間の満了の日「平成36年3月31日」)

を所持している場合、有効期間の満了の日は最も遅い「平成36年3月31日」に自動的に統一されるよ。

だから、講習は「平成34年2月1日から平成36年1月31日」までに受講したうえで、1月31日までに有効期間の更新の申請を完了しておく必要があるんだ！

※旧免許状所持者は平成21年4月以降に免許状を取得しても自動的に期限が延期されず、手続きが必要になるので注意！

講習受講編

Q4. 現在教員ではないのですが、受講できますか？



更新講習を受講できる方は大まかに言うと次の4つの区分に分かれるよ。

- ① 現在教育職員・教育の職にある者
- ② 過去に教員として勤務していた者
- ③ 将来教員としての任用又は採用が見込まれる者
- ④ 保育士（認可保育所、認定こども園（幼保連携型を除く）又は幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設）で勤務する者）

①～④に該当しないと受講ができないよ。

詳しくは県HPに掲載している「教員免許更新制マニュアル」(P. 7)で確認してね。

Q5. 5年後に有効期間の満了の日を迎えるのですが、あらかじめ

講習を受講することはできますか？



講習は有効期間の満了の日の2年2ヶ月前から2ヶ月前までに受講する必要があるトン。

だから、それより前に受講しても有効期間を更新できないので受け間違いに注意してね！

また、講習の受講が終わっても免許管理者に手続きを完了しないと有効期間は更新されないよ。

必ず有効期間の満了の日の2ヶ月前までに手続きを完了してね！！

有効期間の満了の日の2ヶ月までに申請が終わっていない場合、

講習の受講が終わっていても免許状は失効します！

Q6. 講習は何時間受講すればよいですか？

- ① 必修領域・・・6時間以上
- ② 選択必修領域・・・6時間以上
- ③ 選択領域・・・18時間以上 計30時間以上の受講が必要です。

新免許状は所持する免許状に応じて講習を受講する必要があります。

例えば、中学校一種免許状（家庭）、高等学校教諭一種免許状（家庭）と栄養教諭一種免許状の有効期間を更新する場合は、次のような受講が一例として考えられます。

ア) 必修領域×6時間＋選択必修領域×6時間＋選択領域（教諭向け）×18時間＋選択領域（栄養教諭向け）×18時間 計48時間

イ) 必修領域×6時間＋選択必修領域×6時間＋選択領域（教諭向けと栄養教諭向けの両教諭向け対象の講座）×18時間 計30時間

Q7. 講習の内容について教えてください。



更新講習は各開設者（大学）が文部科学省から認定を受けて行うものなんだ。だから、教育委員会では以下のような質問についてはお答えできません。講習を開設する大学に直接お尋ねしてね！

- ① 講習の内容等について
例：受講料はいくらですか？
講習の内容はどのようなものですか？
試験は難しいですか？
- ② 講習受講申込に係るシステム等について
例：IDの取得方法が分かりません。
操作方法が分かりません。
登録しましたが、メールが届きません。
- ③ 講習受講後について
例：履修証明書（修了証明書）はいつ郵送されますか？

手続きの流れ

全ての免許状があるかを確認してください

免許状を紛失している場合は授与証明書等を取り寄せてください。
・授与証明書は免許状を発行した都道府県教育委員会にお尋ねください。

有効期間の満了の日を確認してください

最も遅い有効期間の満了の日に、すべての免許状の有効期間の満了の日が統一されます。

更新講習の受講対象者が確認してください

教員等の職歴の無い方が受講を希望する場合は、講師登録等を行った上で任用が見込まれる者として受講するなどの方法があります。

講習の受講期間に所持する免許状の種類に応じて受講してください

講習は有効期間の満了の日の2年2ヶ月前から2ヶ月前までに受講し修了する必要があります。

講習受講後速やかに有効期間の更新手続きをおこなってください

有効期間の満了の日の2ヶ月前までに完了していない場合、免許状が失効します。